

ごみ焼却施設の維持管理の情報

令和8年度(2026年度)

	単位		4月	5月	6月	7月	8月	9月	基準	
処分した一般廃棄物の種類および数量										
可燃ごみの焼却量	t	1号炉	886.87	0.00	4,400.04	5,432.22	5,034.90			
		2号炉	4,792.79	4,955.77	1,185.44	0.00	4,201.73			
		3号炉	4,851.60	4,977.66	4,856.59	5,408.06	5,010.92			
		合計	10,531.26	9,933.43	10,442.07	10,840.28	14,247.55			
燃焼ガス等に関する記録										
燃焼ガスの温度	℃	1号炉	1,028	—	1,004	1,012	1,008		800 以上	
		2号炉	999	1,002	1,003	—	999			
		3号炉	957	951	943	962	957			
	集じん器入口の温度	℃	1号炉	173	—	165	170	168		200 以下
			2号炉	171	172	174	—	168		
			3号炉	175	176	175	179	177		
	一酸化炭素濃度	ppm	1号炉	1.6	—	1.8	1.6	1.5		100 以下
			2号炉	1.3	1.3	1.3	—	2.1		
			3号炉	1.3	1.4	1.3	1.3	1.2		
ばいじんの除去を行った日	—	1号炉	付属機器による除去 〔ガス冷却設備：ボイラーストブロウで毎日実施 ろ過式集じん器：空気式自動洗浄装置で毎日実施〕							
		2号炉								
		3号炉								

		単位		10月	11月	12月	1月	2月	3月	基準
処分した一般廃棄物の種類および数量										
可燃ごみの焼却量	t	1号炉								
		2号炉								
		3号炉								
		合計								
燃焼ガス等に関する記録										
燃焼ガスの温度	℃	1号炉								800 以上
		2号炉								
		3号炉								
集じん器入口の温度	℃	1号炉								200 以下
		2号炉								
		3号炉								
一酸化炭素濃度	ppm	1号炉								100 以下
		2号炉								
		3号炉								
ばいじんの除去を行った日	—	1号炉	付属機器による除去 〔ガス冷却設備:ボイラーストブロウで毎日実施 ろ過式集じん器:空気式自動洗浄装置で毎日実施〕							
2号炉										
3号炉										

煙突から排出される排ガスの測定結果

	単位		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	排出基準
採取日	—	1号炉	—※3	R8.6.23					
		2号炉	R8.5.26	—※3					
		3号炉	R8.4.27	R8.6.24					
計量証明発行日	—	1号炉	—※3	R8.7.6					
		2号炉	R8.6.8	—※3					
		3号炉	R8.5.11	R8.7.6					
硫黄酸化物	Nm ³ /h	1号炉	—※3	0.016					K値規制※1
		2号炉	<0.016	—※3					
		3号炉	0.016	<0.016					
ばいじん※2	g/Nm ³	1号炉	—※3	<0.001					0.04
		2号炉	<0.001	—※3					
		3号炉	<0.001	<0.001					
塩化水素※2	mg/Nm ³	1号炉	—※3	1.0					700
		2号炉	1.0	—※3					
		3号炉	1.1	1.0					
窒素酸化物※2	ppm	1号炉	—※3	12					250
		2号炉	17	—※3					
		3号炉	7	8					

※1 硫黄酸化物の排出量は、地域ごとに定められた係数(K値)と、煙突の有効高さ等によって規制されており、K値が小さいほど排出規制も厳しくなります。

豊中市のK値は1.17で、排出規制値は5.0Nm³/h(届出排出ガスより算出)です。

濃度に換算すると、およそ110ppmです。

※2 ばいじん濃度、塩化水素濃度、窒素酸化物濃度については、酸素濃度(12%)換算値

※3 焼却炉停止中です。

ダイオキシン類にかかる測定結果

	採取日	計量証明 発行日	測定結果	排出基準
1号炉			ng-TEQ/Nm ³	0.1 ng-TEQ/Nm ³
2号炉			ng-TEQ/Nm ³	
3号炉			ng-TEQ/Nm ³	
下水放流水	R8.6.26	R8.8.5	0.000057 pg-TEQ/L	10 pg-TEQ/L

▽ <測定値 : 定量下限値(正確に定量測定ができる最低濃度)未満を表しています。

▽ 酸素12%換算 : 関係法令により規制されている、酸素濃度12%の状態に換算した濃度を示しています。

▽ Nm³ : 0°C1気圧の状態に換算した気体の体積を表す単位です。

▽ TEQ(毒性等量) : いちばん毒性の強いダイオキシン2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-ジオキシンの毒性を1として換算した値を示しています。

▽ 排出基準値 : 大気汚染防止法、下水道法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づいており、届出に用いた値から算出した値を示しています。